

公 告

「平成２８年度 遠賀川河川事務所管内における小形水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結」

次のとおり公告します。

平成２８年２月１２日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 光橋 尚司

１．基本協定の概要等

（１） 基本協定名

平成２８年度 遠賀川河川事務所管内における小形水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定

（２） 基本協定の目的

遠賀川水系において、遠賀川河川事務所が直轄で管理する小形水門設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の発見及び応急復旧工事又は対策工事及び工事に伴う設計業務等を実施することを想定し、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害の拡大防止に期することを目的としたものである。

（３） 基本協定区間及び対象設備

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし小形水門設備を対象とする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）からの命令があった場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

（４） 基本協定期間

平成２８年４月１日（予定）から平成２９年３月３１日まで

（５） 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業に基づく信頼度
- ③ 機械設備における災害時等応急対策工事の協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数

⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離
などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。
なお、管内における本協定締結業者は10社程度とする。

(6) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（5）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事（業務）請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度の機械設備工事かつ平成28・29・30年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を平成27年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事（業務）請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止をうけていないこと。
- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加

資格を満足する社を対象とする。

- (7) 平成13年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の小形水門（扉体面積10㎡未満）の工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 房前 和朋 （内線331）
専門官 福川 雅章 （内線502）
電話 0949-22-1830（代）
FAX 0949-23-0019

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成28年2月12日（金）から平成28年3月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 交付場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所
2F 管理課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加意志確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成28年2月12日（金）から平成28年3月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 前記3.（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、FAX又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。